

事業所母集団データベース整備 における照会（事業所・企業照会）業務の概要

令和6年12月18日
総務省統計局事業所情報管理課



統計法(平成19年法律第53号)第27条第一項

- 総務大臣は、行政機関等による 正確かつ効率的な統計の作成 及び 統計調査その他の統計を作成するための調査における 被調査者の負担の軽減に資すること を目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。(一部略)



照会業務に活用する行政記録情報

➤ 労働保険情報

- 労働保険は、厚生労働省が所管する労働者災害補償保険及び雇用保険の総称であり、原則として、事業者が労働者を1人でも雇う場合には、労働保険への加入が必要。
- 労働保険情報としては、事業所等の名称・所在地・常時使用労働者数、産業分類(中分類)、業種等を収録。

➤ 商業・法人登記簿情報

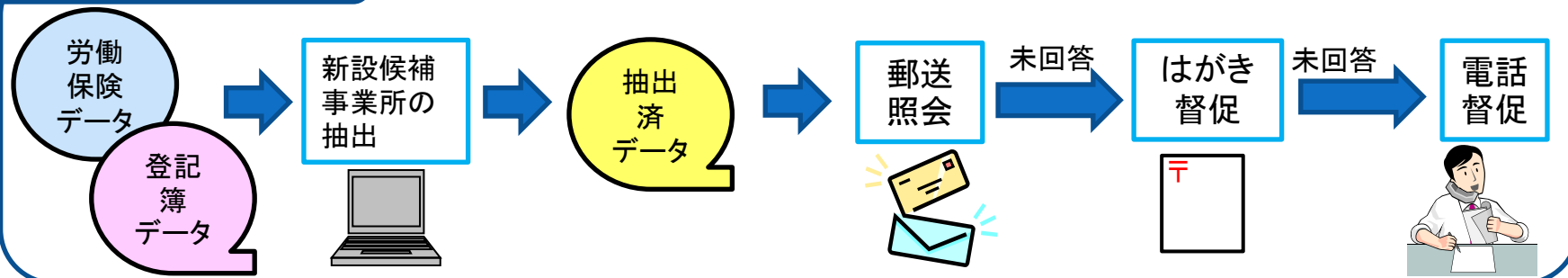
- 商業登記は、会社(株式会社等)等について、法人登記は会社以外の法人(一般社団法人等)について、その名称や所在地等を公示する制度で、法人の設立、移転、商号変更、合併、解散等の事由が発生する場合は法務省に申請が必要。
- 商業・法人登記簿情報としては、法人の名称・所在地・本支の別・設立年月日等を収録。



事業所母集団データベース整備における照会業務の概要

新設事業所の確認

照会フロー



照会項目（照会票B）

事業所の名称及び電話番号

事業所の所在地

法人番号

事業所の活動状態

経営組織

単独事業所、本所等、支所等の別

本所・本社・本店の名称、電話番号、所在地

事業所の従業者数

事業所の主な事業の内容

事業所の年間総売上（収入）金額

事業所の開設時期

資本金又は出資金・基金の額

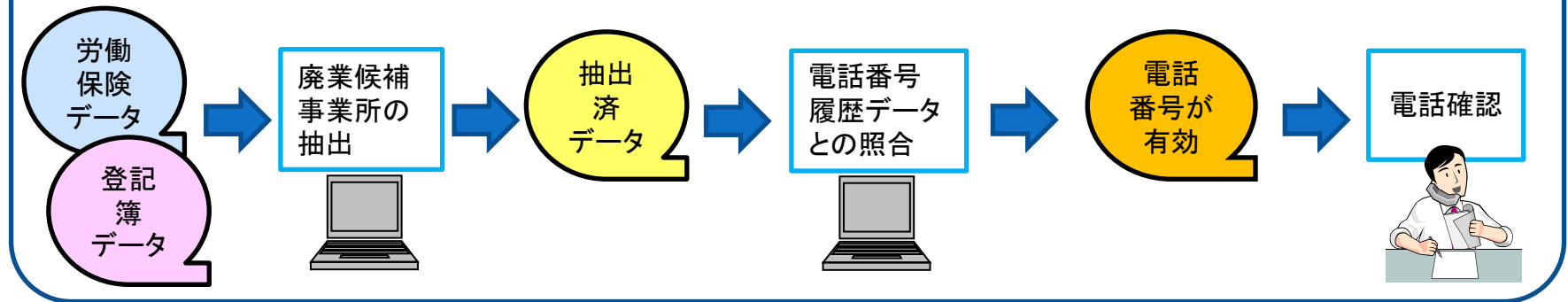
企業・団体全体の主な事業の内容

企業・団体全体の年間総売上（収入）金額

事業所母集団データベース整備における照会業務の概要

廃業事業所の確認

確認フロー



確認項目

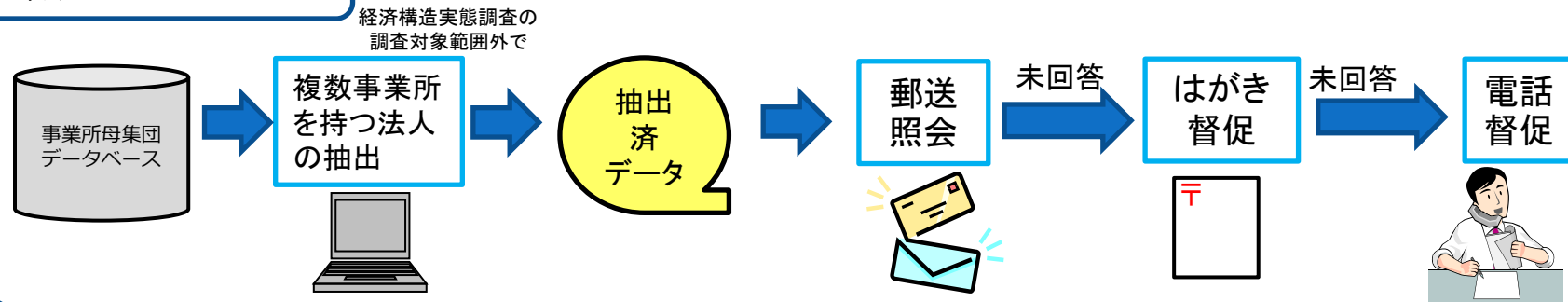
名称・所在地
事業の実施状況

事業所母集団データベース整備における照会業務の概要

複数事業所を持つ既存の法人への確認

令和5年より
新たに実施

照会フロー



照会項目（照会票A）

【企業・団体に関する事項】

名称及び電話番号

法人番号

経営組織

企業・団体全体の主な事業の内容

企業・団体全体の年間総売上（収入）金額

資本金又は出資金・基金の額

【事業所に関する事項】

本所・本社・本店か否か

事業所の名称及び電話番号

事業所の所在地

事業所の活動状態

事業所の従業者数

事業所の主な事業の内容

事業所の年間総売上（収入）金額

事業所の開設時期



事業所母集団データベース整備における照会業務の概要

事業所母集団データベースへの収録イメージ

